

障害者差別解消条例等調査特別委員会

(平成29年7月5日)

○ 中川雅晶委員長

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、理事者の皆さんも出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、障害者差別解消条例等調査特別委員会を始めたいと思います。

まず、中継のほうよろしく願いいたします。

川村委員、それから石川委員、少しおくれられるということで連絡をいただいておりますので、ご了解いただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、きょうはお手元に事項書を配付させていただいておりますが、前回少し積み残したところの障害者差別解消法と事例の研究について、そして、2番目に条例の骨子づくりについて、3番目に障害者当事者等の意見交換会について、また、4番目に今後の日程について議題とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、事項書の1番、障害者差別解消法と事例の研究について、前回、委員会において障害者差別解消法が対象としている障害者についての確認を行わせていただきました。

法律が対象とする障害者は手帳を所持する身体障害者、知的障害、精神障害だけでなく、社会的な障壁により日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象と捉えていることを確認をさせていただきました。

そこで、本日は、前回お諮りしましたとおり発達障害、それから性同一性障害、また、四日市公害患者の方々への本市における対応について担当部局より説明を受け、それぞれの事例について理解を深めていきたいというふうに思っております。

それでは、それぞれの担当部局のほうから、資料に基づいてご説明、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、こども未来部、よろしくお願いいたします。

○ 牧野こども発達支援課長

こども未来部、こども発達支援課長の牧野です。よろしくお願いいたします。

資料のほうですけれども、タブレットのほうの14の特別委員会の02、障害者差別解消条例等調査特別委員会の中の04、平成29年7月5日の中の02、資料のほうをお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、2ページ右上に平成29年7月5日、障害者差別解消条例等調査特別委員会資料、こども未来部と書かれている資料です。よろしいでしょうか。

まず、一つ目に特別な支援を要する子供の在籍状況ということで、保育園、幼稚園及び認定こども園の特別支援の在籍人数について記載させていただいております。保育園、こども園で359名、幼稚園で76名となっております。

それから、発達障害を持つ子供への支援内容ということで、相談体制としまして、こども発達支援課のほうでさせていただいている事業のほうをご説明させていただきます。

一つ目に児童発達相談、巡回相談等、私どものほうでは子供の発達に関しまして電話や来所での相談を受けさせていただいております。その中で、状況によりまして医師の相談、もしくは臨床心理士、言語聴覚士の相談へとつながらせていただいております。

それから、巡回相談としまして巡回支援員さんが保育園、幼稚園、認定こども園のほうを派遣させていただきまして、保護者、担任の先生等とご相談、指導、助言などをさせていただいております。

また、就学に向けた相談ということにつきましては、就学相談というような形で実施をさせていただいております。

それから、5歳児の保護者アンケートということで、5歳になる年中さんの子供さんの保護者の方にアンケートを送付させていただきまして、子供の発達や行動について振り返る機会とさせていただきまして、このアンケートをきっかけにご希望の方に私どものほうで発達相談のほうに乗らせていただいております。

それから、相談として最後に発達障害者支援法におきましては、発達障害者支援センターというものを都道府県が設置することになっておりまして、三重県ではあさけというところに委託をしております。発達障害支援センターあさけというのが菰野町にありまして、こちらのほうをご利用、ご相談いただくには各市町が窓口になるということになっておりますので、私どものほうで窓口になって発達障害支援センターあさけのほうへつなげていただいております。

四角の中に昨年度の実績のほうを書かせていただきました。

発達相談合計1151件、巡回相談215件、就学相談244件、5歳児の保護者アンケートに伴う相談実施が143件、発達障害支援センターあさけの紹介が14件となっております。

引き続きまして、(2)プロジェクトU-8事業としまして――こちらは市の独自事業ですけれども――発達障害の子供さんへの早期支援を教育委員会、教育支援課と連携しま

して開催をさせていただいております。

内容としましては四角の中でございますけれども、幼児ことばの教室、それからまなびの教室、それからともだちづくり教室、それとともだちづくり教室に参加をいただいております保護者の方に受けていただきます子どもの見方・ほめ方教室、この四つの事業をさせていただきますいております。

それと合わせましてプラスアルファで、延長でともだちづくり教室のあるカリキュラムなんかを取り出しまして、出張して幼稚園、保育園のほうの現場での出張ともだちづくり教室ということも13園させていただきました。それから、U-8事業は基本4歳児、5歳児、小学校1年生、2年生というのを対象にさせていただきますけれども、その下の、2歳児、3歳児、こういったお子さんたちの発達について不安に思っている保護者の方に子供さんと一緒に参加していただくあひる教室ということも開催させていただきます。

こちら、実績のほうがことばの教室が65人、まなびの教室が26人、ともだちづくり教室が42人、出張ともだちづくり教室のほうが13人、あひる教室のほうが58人となっております。

それから、次のページ、3番目のCLMと個別の指導計画。こちらのほうは三重県が県下全域で進めている事業であります。三重県立子ども心身発達医療センターの旧あすなろ学園が保育園、幼稚園等で発達が気になる子供の早期支援のために発達チェックリストを開発しました。そのチェックリストイン三重を活用しまして、園の子供の行動観察、それから、それに伴った個別の指導計画の作成、そういったことが園でできるようにしていくような支援をさせていただきます。

また、そういったような指導ができるような職員を養成するということで、三重県立子ども心身発達医療センターのほうに職員を派遣いたしまして、三重県の認定する発達障がい支援システムアドバイザーというものの養成研修のほうにも参加をさせていただきます。

具体的な実績としまして、CLMと個別の指導計画作成支援としまして、27年度15園、28年度14園で私どものほうから指導をさせていただきました。

また、発達障がい支援システムアドバイザーにつきましても、現在4人が研修を終えて四日市におり、そのうち3人が窓口のこども発達支援課のほうで活躍をさせていただきます。

それから四つ目、障害児通所支援、児童通所支援ということですので。こちらのほうは全国的な児童福祉法に基づく支援になります。こちらのほう、身体障害、重度、知的の方だけでなく、発達障害の方も診断書があればこちらのほうでの支援が受けられるということでご利用をいただいております。

支援の内容としましては、児童発達支援、それから二つ目に保育所等訪問支援、この二つにつきましては、主にあけぼの学園が担っているところがほとんどでございます。

それから、放課後等デイサービス、そして障害児の相談支援という形になっております。括弧内には平成29年6月23日現在の受給者証の発行数を書かせていただいております。

私のほうからは以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

そうしたら、続きまして、教育委員会のほうからよろしく願いたします。

○ 川邊教育支援課長

失礼します。教育委員会教育支援課長の川邊でございます。よろしくお願いいたします。

資料は4ページ、障害のある児童生徒への支援についてというタイトルでご用意をさせていただきましたのでごらんください。よろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

皆さん、タブレットのわかりますかね、大丈夫ですかね。

じゃ、よろしくお願いいたします。

○ 川邊教育支援課長

まず1番ですが、障害のある児童生徒のとらえという形で整理をさせていただきました。教育委員会としては、障害のある児童生徒は特別な教育的支援を必要とする児童生徒というのが一番根本にあります。従って、病院での診断、障害者手帳の有無は問いません。

発達障害について述べると、日常生活の学習面、生活面等の中で教師あるいは保護者が観察を通して、児童生徒の特徴的な行動等から発達面での課題がある可能性が高いと判断した場合、場合によっては発達検査を行ったり、あとは学校については校内委員会でこの

子について協議したりして、発達障害の可能性があると、対象とするかどうかというのを総合的に判断しております。

学校教育法第81条第2項の規定に基づいて、本市では知的障害、自閉情緒、肢体不自由、難聴、弱視の五つの特別支援学級を設置しております。そこに在籍している児童が――後で説明しますが――資料2の(1)のところにある資料でございます。

それから、通常の学級に在籍しているんですが、言語面や情緒面等で発達に課題が見られ、校内で特別な教育的支援を受けたり、あるいは通級指導教室に通ったりしている児童生徒もおります。

こういうところで、今本市では障害のある児童生徒を捉えております。

2番ですが、障害のある児童生徒の状況の資料でございます。

(1)が先ほど申し上げました特別支援学級の設置状況です。小学校38校、中学校22校の状況でございます。

(2)はその特別支援学級に在籍している児童生徒数の学年別のデータでございます。上の小学校の下の数字が学年です。中学校1、2、3年生まで各学年にどれぐらいの子供がおるかということを示したものです。

(3)は平成24年からの特別支援学級の在籍児童生徒数の推移でございます。ずっと小中とも右肩上がりにふえてきていることが読み取れるかと思えます。

(4)は先ほど申し上げた通常の学級における発達障害児童生徒数。これは学校がいろいろ総合的に見て通常の学級における発達障害と見られる子供の数でございます。たくさんの子供がこういうふうに学校で校内委員会で判定をして児童生徒数として上げてきている数でございます。

3番目です。障害のある幼児児童生徒への支援として、就学前もかかわってやっております。ここのあたりについては先ほど、こども発達支援課のほうからもお話がありました。が、保育園、こども園、幼稚園の特に5歳児、次に小学校に上がってくる子供たちのところを回って巡回相談や就学相談を行っています。

うちの教育支援課の指導主事及び地域特別支援コーディネーター等、計21名がグループを組んで今回っています。約240人ほどの申し込みがありましたので、そこをグループを組んで毎日のように出かけて観察に行っております。それから、その結果を受けて今度8月にあるんですが、第2回の就学支援委員会で通常学級、特別支援学級、特別支援学校等の就学先についての審議を行います。これは、主に第2回で多くを行うんですが、今後追

加で出てきた分については第3回とか第4回とかいうところでも審議を行っていきます。その審議結果を受けて、保護者、園は就学先学校と今後の支援のあり方等について相談を開始していく、そういう流れになっております。

その後、小学校に入学してきてから、または小学校6年生が中学校に進学するということについての記述をしておきました。

各校での支援でございます。

①ですが、乳幼児期から成人期に至るまで、途切れのない支援を受けられるように医療、保健、福祉、教育、就労などの関係機関と情報共有するためのツールである相談支援ファイルというのがあります。それを作成、活用を進めています。就学前に保育園、幼稚園、こども園で作成されたものを引き継いでくる場合、また、小学校で新たに作成する場合、中学校で作成する場合等があります。

校内特別支援教育コーディネーターというのが各校にあります。それを中心に校内委員会というのを必ず開催し、その相談支援ファイル等をもとに子供の状況について情報共有を図り、個別の支援のあり方について協議、確認を行っています。

それから、3番ですが、必要に応じて指導主事及び地域特別支援コーディネーターが学校へ出向き、個別の支援のあり方について指導助言を行っていることもあります。

それから、4番ですが、本課の教育支援課と学校教育課が連携した事業ですが、特別な支援が必要な児童生徒に対して、特別支援学級の在籍児童生徒に対しては介助員を配置しています。それから、通常学級在籍児童に対しては特別支援教育支援員の配置をしています。これは全てではありませんが、要望に応じて行っております。

5番目ですが、特別支援を要する子供に対して学校生活の中では――これはどの学校でもやっているんですが――見通しを持たせるであるとか、刺激を減らす、視覚的に理解しやすくする等の合理的配慮に基づいた指導を行っている。これを今、どの学校でもできるというところで進めているところでございます。

6番目は校内通級、サポートルーム支援事業という形で、通常の学級に在籍する、発達障害を初めとする障害がある児童生徒に対して、週1時間程度の取り出し授業を実施しています。それをすることによって全ての教員が特別支援教育の理解を深めて資質向上に努める、教員の指導力を上げることにもつながっていく事業としてサポートルーム事業というのをやっております。

最後ですが、小学校生活スタート支援事業。これまた違う一つの事業なんですが、早く

から幼稚園、保育園、こども園等に観察に学校の教員とか特別支援教育のコーディネーターが出かけていって、早くから校内の支援体制をどう仕組むかというあたりについて考えたり、要は早期の支援体制の構築のための取り組みをしています。

その次ですが、本市としての支援です。

一つは通級指導教室の開設です。

下の表をごらんください。平成28年度の実績ですが、言語面での通級教室として3校7学級、それから、情緒等の通級教室として小学校4校、中学校1校、計6学級の開設をしています。

常磐小学校については、情緒等の通級指導教室が平成29年度に1教室増設が認められましたので、常磐小学校については1教室が2教室になっております。

6ページをごらんください。

Y E S n e tの取り組み。これは四日市早期支援ネットワークの略語ですが、小中学校の児童生徒の心の病気の早期支援として、医療、福祉、教育が連携したネットワークをつくって出前授業をやったり、研修をやったり、場合によってはある子供の事例についてケース会議を行ったりして支援を行っている、そういう取り組みでございます。

3番目については、先ほど、こども発達支援課のほうから出た事業です。プロジェクトU-8事業としてやっております。小学校にかかわる教室は四つあります。

最後です。4番、相談体制です。

相談事業として、教育支援課では指導主事5名、嘱託相談員2名、セラピスト5名、スーパーバイザー——これは毎日ではないんですが、ときどきというか月1回もあるかないかとなるんですが——の専門の力を借りながら相談体制を組んでいます。

発達とか行動等に課題がある子供及び保護者、または学校関係者が来所して発達相談とか相談活動等の活動を行っています。

28年度、昨年度は新規の来所相談が220件。新規で220件来るんですが、あと、複数繰り返して来ますので、通算1年間では来所相談回数は1320回という回数を数えました。27年度から28年度にかけては相談件数は今横ばいになっていますが、来所相談はふえています。

あと、電話による相談も行っています。昨年度は103件でした。このグラフの1とグラフの2になっています。

以上でございます。



## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、総務部と市民文化部、それから健康福祉部、あわせて説明いただけますでしょうか。

## ○ 酒井人権センター所長

人権センター所長の酒井孝彰です。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは性的マイノリティに関する取り組みについてご説明申し上げます。

資料につきましては、引き続き8ページ、38分の8をごらんください。

現在、本市では性的マイノリティといわれる方からの相談に対する専門的な相談窓口というものを設置をしているものではありませんが、相談が想定される人権センター、それから男女共同参画課、保健予防課の平成28年度の取り組みについて整理をさせていただきました。

まず、1番目ですが、相談窓口と相談実績についてです。この3課においては、記載のような相談窓口を設置しております。これは申しましたようにいずれも性的マイノリティの方からの相談に限定したのではなく、現状ではそれぞれの所属が所管する内容に関して相談をお受けする窓口でございます。

例えば人権センターであれば、日常的に広く人権に関する相談をお受けする中で対応しているということになります。

(2)に過去3年間にあった性的マイノリティと思われる方からの相談実績を上げております。3課合わせて2件でした。実際の内容につきましては、守秘義務等もございましたので、この場で詳細な説明は差し控えさせていただきたいと思っております。ご了承ください。

次に、2番目の周知、啓発等の取り組みについてです。

これは人権センター、それから男女共同参画課、所属ごとにまとめました。

まず、人権センターについてですが、性的マイノリティといわれる方の人権は近年、重要な人権課題の一つとして、その複雑な性を抱えた人々の存在を理解し、その多様性を尊重することについて周知と啓発に努めているところです。

(1)に記載のように講演会、それから資料のページを1枚めくっていただきまして9ページ、38分の9の一番上、(2)の出前講座、それから(3)の啓発用冊子、性の多様性、性的マイノリティを考えるを作成しております。それから、(4)にありますように

図書、DVDの整備などを図って周知と啓発に努めているところです。

それから、次に男女共同参画課についてですが、これは市民の皆様に対して性的マイノリティの方々への理解が得られるように、それからまた性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮していけるよう、その周知と啓発に努めています。

(1)に記載の講演会、それから(2)の情報誌はもりあ及び(3)の図書、DVDの活用などによってその取り組みを行っているところです。

資料を1枚めくっていただきまして、10ページをごらんください。

3番目ですが、研修会などの参加による職員の研さんといたしまして、昨年度、人権センター、それから男女共同参画課の職員が参加した性的マイノリティに関する研修会等の主なものをお示しさせていただいております。

説明は以上でございます。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして市民文化部からお願いいたします。

#### ○ 磯村男女共同参画課長

男女共同参画課長の磯村でございます。

資料に関しましては次のページ、11ページのほうをごらんください。

男女共同参画の視点を踏まえた障害者への対応についてということについてご説明をさせていただきます。

男女共同参画の推進につきましては、本市の男女共同参画推進条例がございますので、この基本理念を一つ例で申し上げますと、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されるなど男女の個人としての尊厳及び人権が尊重されること、というようなことのほか四つほど、全部で五つ基本理念がございますが、この基本理念のもとに策定をいたしました男女共同参画プランよっかいちに基づきまして、施策や事業を推進しているところでございます。ですので、男女共同参画の視点を踏まえた障害者への対応ということにつきましても、このプランのほうに上げさせていただいている施策、事業のもとに取り組んでまいっておるところでございます。

資料としまして、そこに施策の体系図をつけさせていただいております。

そして、12ページのほうでございます。

前回の平成25年8月に行いました市民意識調査の結果から見ました四日市市の状況といたしましては、男女の平等感というところに関しまして、まだまだ平等であると感じている方が少なく、依然としてまだ男性のほうが優遇されていると感じていらっしゃる方が多いという現状もでございます。また、固定的な役割分担意識、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといったような考え方は、まだ3割近い方がそういった意識を持っていらっしゃるという状況がございます。

障害を理由とする差別解消の推進に関する基本方針というところにも、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意するというような一文がございます。やはりこの市民意識調査の状況を見ましても、障害者の方がさらに女性であるということにより不利な立場になられることも想定されますので、確かに留意が必要なのであろうなというところをこの資料から想定されるかなというところでございます。

説明は以上です。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、最後に環境部、よろしく願いいたします。

#### ○ 市川環境保全課長

環境保全課の市川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料のほう、38分の13ページ、四日市公害認定患者についてをごらんください。

まず、1の四日市公害と認定患者の救済制度等につきまして、これまでの経緯についてでございますが、第1コンビナートが本格的に稼働を始めました昭和35年ごろから、塩浜地区を中心に閉塞性呼吸器疾患、いわゆる四日市ぜんそくが大きな社会問題となってまいりました。

そうした中、本市ではさまざまな機関の協力を得まして疫学的調査を行い、昭和40年5月に全国に先駆けて大気汚染によります健康被害者を救済するための本市独自の認定制度を設け、公害認定患者に対しまして医療の給付制度を実施してまいりました。

その後、昭和44年12月には国により公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が制

定されたことによりまして、本市独自の医療給付制度にかわって医療費等の給付が開始されたというところになっております。

また、四日市公害訴訟判決後の昭和48年9月にはコンビナート企業の出資によります四日市公害対策協力財団が設置され、被害者の生活安定を目的とした生活安定費等の給付が行われるようになりました。

また、昭和49年9月からは公害健康被害補償法が施行され、医療費等に加えまして生活安定のための障害補償費や遺族補償費等の補償給付が行われることとなりました。

一方、大気汚染につきましては、昭和51年度に市内全域において二酸化硫黄に係る環境基準を達成しました。また、全国的にも集中立地型の産業公害が沈静化したことによりまして、国においては大気汚染の状況が改善傾向にあるということで公害健康被害補償法を改正し、昭和63年3月1日から公害健康被害の補償等に関する法律が施行されまして、大気汚染に係る指定地域は全て解除となり、新たな認定は行われなくなったということでございます。

続きまして、2の認定患者の推移についてでございますが、昭和49年の公害健康被害補償法の施行後、昭和50年に認定患者は1151名に達しましたが、その後は徐々に患者数が減少し平成28年度末時点では368名となっております。

下のこのグラフが認定患者の推移についてでございます。

緑色が新規の認定患者数であります。

続いて、14ページをごらんください。

現在行っております認定患者への対応についてでございますが、公害健康被害の補償等に関する法律に基づきまして、指定疾病に係る医療費や年齢や性別に応じて支給される障害補償費、そして、遺族に対しまして支給される遺族補償費等の補償給付を行っております。

また、同法に基づきまして公害健康被害者の健康回復を目的といたしました転地療養や日帰りリハビリテーション、そして保健師によります家庭療養指導等を行っております。

続きまして、四つ目の4番、認定患者以外の方々への対応といたしましては、1歳半、3歳児の幼児を対象としたアレルギー健診やぜんそく予防に関する講演会、また、ぜんそくの症状がある児童とその保護者を対象といたしましたチャレンジ・デイキャンプなどの健康被害予防事業を行っておるというところでございます。

説明は以上でございます。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

最初にちょっと申し上げるの忘れたんですが、前回の委員会で請求のありました鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例というのが資料として条例を添付させていただきますので、参考にいただければと思いますし、この条例は全会一致で鳥取県議会のほうで可決されるというふうに伺っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、それぞれの部局より発達障害、それから性同一性障害、四日市公害患者への本市の現状であったりとか、取り組みの経緯であったりとか、現在の取り組み等々、各部局より説明をいただきました。

ここで、この説明に対して委員からご意見とか不明な点とかというのを質疑をいただきますが、先ほども性同一性障害のところでありましたように相談件数も非常に少なく、極めてセンシティブな相談内容でありますので、踏み込んだ中身の内容等についてはご配慮いただきますようお願いをいたします。

それでは、委員の皆さんからご意見やご不明な点などの質疑をお受けしたいと思います。よろしく願いいたします。

## ○ 中村久雄委員

どうも説明ありがとうございました。

ちょっとわからないのが委員長の発言にもあったんですけど、8ページの性的マイノリティの部分の1の2の相談件数が2件あったことの内容は差し控えるということでしたけれども、個人情報だったりという部分であるかと思うんですけども、この性的マイノリティ自体が余りなかなか理解しにくいような部分があるので、どういうふうな相談だったのかというぐらいは知っておきたいなとは思ったんですけど、そういうこともなかなか、2件あったということぐらいでとめやなあかんものなのかというのを。

## ○ 中川雅晶委員長

非常に相談件数が少ないので、どういった内容だったということを答弁すると極めて特定されるわけです。やはり特定というのは、そういう相談された方に対して、ここで配信

するのはどうなのか、どうしてもその内容がこの条例の中で必要だというのであれば、少し会議もインターネット中継を外して秘密会でやるとかという方法はありますが、そこまでするのかどうかというところ、まだまだ啓発していく部分がありますので、余り性同一性障害だけを掘り下げていくということがいいのかどうなのか、というところもありますので、その辺ちょっと配慮いただければと思います。

○ 中村久雄委員

わかりました。いいです。

○ 中川雅晶委員長

済みません。

他にご意見とか。

○ 荒木美幸委員

ご説明いただいた資料について、少し確認をさせてください。

まず、こども未来部さんのほうなんですけど、一番冒頭で保育園あるいは幼稚園の在籍状況について的人数等の説明をいただきましたが、公立、私立の内訳というのは数字が示されますでしょうか。

○ 牧野こども発達支援課長

保育幼稚園課のほうから少しいただいている資料なんですけれども、後で資料でまた…

…。

○ 中川雅晶委員長

わからなければ、後でまた資料で示していただければいいです。

○ 牧野こども発達支援課長

示させていただきます。済みません。

○ 荒木美幸委員

と言いますのは、私がお聞きしたかったのは、私立、特に幼稚園の場合なのですが、公立などでは加配の先生がいらっしやって手当てをしていらっしやると思うんですけれども、私立の場合はそういった専門的な配置であるとか、加配の先生であったりとか、それは独自に園で行っているのかどうかということを確認したかったので、まず、数字の確認をさせていただきたいと思ひましてご質問いたしました。

また、後ほど教えてください、数は。

それともう一点、同じくこども未来部さんに、いろんな障害がある中で比較的体にご障害のあるお子さんの場合は、生まれながらの場合に比較的すぐにわかったりすると思うんですけれども、そうではない、知的障害であったりとか、難聴であったりとか、そういったお子様の場合は、どの時点で大体発見されるというか、タイミングが多いかなと思ひまして。

#### ○ 牧野こども発達支援課長

難聴児の場合はちょっとやはり、なかなかタイミング的に難しく、4歳児、5歳児になってから、ちょっと耳の聞こえがというようなことで行かれて、病院のほうでやはりちょっとということ診断を受けたというような報告も聞いてはおります。

あと、知的障害とか発達障害のこだわりであるとか多動傾向というものは、どちらかというやはり集団に入ってからわかってくるのが比較的、発達障害の場合……。

#### ○ 荒木美幸委員

集団ですか。

#### ○ 牧野こども発達支援課長

集団です。要するに親子で個別でいる間はなかなか、1対1のときにはちょっと今までわかりにくかったことが、集団に入る中でやっぱりほかの子と比較してというようなことでわかってきて相談につながっていったりとか、いったら医療のほうへつながっていくというようなケースかと思ひます。

#### ○ 荒木美幸委員

わかりました。

そういった場合に、もちろんお子さん自身への相談支援というのもいろいろやっていたらと思うのですが、やはりそれがわかった段階の親御さんのやはり心労というのはかなり大きなものがあるかと思しますので、そういったお母様方、保護者の方々に対するメンタル面での相談とか、そういったこともされていらっしゃるのでしょうか。

#### ○ 牧野こども発達支援課長

例えば1歳半健診とか3歳児健診のようなところで、ある程度指摘される場合もあります。その際なんかは、やはり保健師のほうがしばらくフォローをさせていただいたりとかということもあります。

それからあと、当然幼稚園、保育園のほうへ入ってからのことであれば、園のほうである程度フォローさせていただくようなことももちろんあるかと思ひますし、私どものこども発達支援課のほうでも相談等がありましたら、やはり子供の成長につきまして、また、親御さんの不安につきまして、相談には乗らせていただいております。

#### ○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。その辺にやはりフォローアップ、すごく大事だと思いますのと、それから、障害についてはできる限り早い段階で見つけてあげることが、その後のケアにもつながっていくのかなと思ひます。

本年度からですか、難聴のテストをする赤ちゃんのスクリーニングでしたかが始まったのかなと思ひますが、そういったものをしっかりと啓発をして、しっかり受けていただくようにすることが必要かなというふうに思ひます。

続いてよろしいですか。

#### ○ 中川雅晶委員長

はい。

#### ○ 荒木美幸委員

済みません。

教育委員会のほうにお聞きをします。

実は昨日、議会報告会がありまして複数の市民の方から、車椅子を使用しているお子さ



んのごことでやはりご意見を頂戴いたしました。

何度も何度も教育委員会にも訴えているという市民の方でいらっしゃいましたけれども、エレベーターを設置してほしいといったような内容でした。もちろんエレベーターの設置についてはかなりの予算がかかりますので、基本としては大規模改修にあわせてという流れが基本の流れかなというふうには思いますが、今説明いただくと、そういったお子さんがいる場合に5歳児ぐらいから情報共有をして、今度入学するとかいうのは大体把握をされていらっしゃるようなんですが、そういったエレベーターをつけれないけれどもといった場合に、どうやって具体的に手だてをされて入学を迎えられるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

### ○ 川邊教育支援課長

教育支援課です。そういう情報をつかんだときは、まず考える手だてとしては障害の程度にもよるんですが、施設的には充実しているのは特別支援学校で、特別支援学校の道が一つあるということ、それから、市内でエレベーターを設置している、新設されてエレベーターがついている学校が幾つかありますので、近くであればそこを紹介する、3点目はどうしても地域の学校でといったときについては垂直移動ができる限り減るように要は1階に教室をつくって横移動できるように平行移動、そういうことで教室配置を工夫する、全てがそういうところで当てはまるとは限らないんですが、そのあたりを提案させていただくということで配慮しております。

### ○ 荒木美幸委員

わかりました。

そういった方々の声を聞いていますと、もちろんエレベーターがあるにこしたことはないんですけども、なかなか難しいと。

一つ、おっしゃっていたのが、みんなと同じことが自分はできないというところでやはりお子様がストレスも感じるということで。できる限り自分でできるという環境整備をしてあげることが子供の積極性であったりとか、あるいは前向きな気持ちになったりとか、いずれは自分で全てのことやり遂げて仕事をするとかということにも必ずつながっていくので、できる限りみんなと同じことができる限り自分でできる——手伝ってもらうことももちろん必要かもしれませんが——環境を整えてあげることが重要なのかなと思いつつながら

ご意見をお聞きをしておりましたので、また、できる範囲での手だてをお願いしたいと思います。

さらにもう一点よろしいですか。

○ 中川雅晶委員長

はい。

○ 荒木美幸委員

9 ページの L G B T の部分なんですけれども、出前講座で今回、民間企業に行っているんですね、講座に。この民間企業へ講座に行くというのはよくあるんですか。初めての取り組みですか。それはちょっとお聞きしたいと思います。

また、ふえているのかどうかということも含めて、済みません。

○ 酒井人権センター所長

初めてではなくて、L G B T、性的マイノリティに関する内容でということだと、ちょっと今手元に資料がないのであれなんですけど、一般的に民間企業から依頼をいただいて、人権全般に関してお話をするということはそれほど珍しいものではございません。ふえておるといって相対的な件数もそれほどたくさんないので、なかなか比較は難しいのかわかりませんが、たまたま去年、こういうことがあったということでございます。

○ 荒木美幸委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 中川雅晶委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

今、こども未来部さんと教育委員会さんのところの資料を見させてもらって、資料だけ

見ると、3年ぐらい前と比べると雲泥の差ぐらい進めていただいているんだなというふうには感じるんですけども。

実はうちの子供の話になって申しわけないですが、うちの子供が軽度の知的障害、認定されたんですけども、この前、ある教員の方が、結局はあんた、自分の子供のことだけ言って、自分の子供さえよくなりゃええんやわなということをぼんと言われて、まあまあショックやったわけですけども、それをどうこう言うつもりはないんですが、だからその教員の人を責めてほしいわけでもないし、直してほしいわけでもないけど結局、社会はこの程度なんやなまだ、というのが実際に自分が感じた感覚で大分寂しい思いをしたんですけど。こういう条例を我々が今、国のほうに従う形より、推進しようとしてつくろうとしているんですけども、つくっていったできたとして、先進の事例だとか、我々がもちろん骨子をどのようにまとめていって、どんな条文にしていくのかということをかかわるんですが、我々がつくることによって皆さん行政職員だったり、教員だったりの気持ちというのは変わってってくれるんですかね。僕は、まずやっぱり行政職と教員の皆さんが変わってもらえることがスタートなのかなと。

ここの骨子の内容だけ見ると事業者の役割とか市民の役割というのも出ていますけれども、まずもってやっぱり市の行政に、公にかかわる人たちの気持ちはどう変わるのかなというのがありますが、ここでおそろいの皆さんが何ていうのかな——そんな気持ちは持っていないと思うんですけども——やっぱり本当にご自身としてはこちらを傷つけるつもりのないようなつまらん一言でも、結構ずしっとくるんですよ。その日はちょっと悔しくてよう寝やんだぐらい、やっぱり悔しかったもんで。

そのあたりって、なかなか包括的に答弁できないと思いますけれども、どなたかもし勇気を持ってお答えできる方がお見えになるんだったら、我々がつくることによって確実にそれが進歩していくんやったら僕は是が非でもやっぱり1分1秒でも早くつくっていくべきだと思うし、いやいやつくったところで変わらんよというんやったら、それはそれでご披歴いただきたいし。

## ○ 中川雅晶委員長

思いますが、今、議論しているのは次の段階でまた議論しますけれども、どういうふうな合理的配慮を促進していくかというところで、またしたいですけど、その前に前提として今、そういう条例をつくることによって、現場の意識としてはどういうふうに変わっ

ていくのかというお尋ねやと思いますが、答えられるところで、答えていただけますか。  
難しいかな。

○ 樋口龍馬委員

ちょっと私がそれを聞いたのがいかんかったなということで、自分の思ったことを披露した程度にとどめますが。

○ 中川雅晶委員長

逆に樋口委員、条例をつくることによって意識も変革できるようなものをつくっていかなくゃいけないというふうには私自身は考えておりますので。

○ 樋口龍馬委員

そうですね、下げます、1回。

○ 中川雅晶委員長

他にございますか。

○ 森川 慎委員

教育委員会にお伺いしたいんですけど、特別支援学級、4ページのところに数を挙げてもらっていますが、難聴者の特別支援学級とか弱視者の特別支援学級ってちょっと想像がつかないもので、どんな状態なんかなということだけご披露いただきたいんですが。

○ 川邊教育支援課長

難聴学級というのは、今、中部西小学校にあるんですが、耳の聞こえが普通学級だと教師の指示がやっぱり聞こえないので、個別にそういう耳が聞こえない子のために個別支援をしたりするための特別支援学級というふうに理解してもらったらいいかと思います。それから、もう一点は、弱視ですね。弱視は読んで字のごとくなんですが、視力が逆に、盲学校へ行くまでもないんですが、要は視力が弱いことによってやっぱり安全面等も配慮しながら個別支援が必要な子のためにつくっている学級というふうに理解していただいたらいいかと思います。

○ 森川 慎委員

ありがとうございます。

一人一人にそうやって先生がついて授業しているというような感じなんですか。ふだん、どうやって運営されているのかというところを伺いたかったんですけど。

○ 川邊教育支援課長

もちろん支援学級という学級があるので、学級で指導することもありますし、みんなと一緒にできることであれば、その教室で介助なり担任なりがついていて、一緒に授業することもございますので、二通りあるということです、スタイル的に。

○ 森川 慎委員

ふだんの授業は、大部分は一緒にやってもらって、誰かがついてというイメージですか。ちょっと余り具体的に見たことがないもので、どんなものかなというふうのだけ知りたいたいんですけども。

○ 川邊教育支援課長

その子の障害の程度によってやっぱり変わってくるかと思うんですね。割合的には一概にどっちが多いとは言えないんですが、どっちかといえば交流のほうへ一緒についていって出かけて、やっぱりみんなと一緒にやるということが多のかなというふうに傾向というのはありますね。

ただ、特別支援学級でやっぱり最低9時間は授業しないかんという決まりがありますので、支援学級は9時間は確実にやっています。

○ 森川 慎委員

ちょっとそういうことじゃなくて、ふだん知的障害とかある子たちが同じ授業を受けていて、理解できなかつたりとか、そういう意味で学級を別に分けて一緒に教えていると、それはわかるんですけど、例えば難聴の方なんかやったら、別に授業の内容自体は理解できるわけで、聞こえないとか見えない状態でそういう授業を受けることは困難だという状況ですよ、状態としては。ふだんの授業は普通の子たちにやっているのと同じようなク

オリティーで教育なり授業が展開されているのかどうかと、そのあたりのところを伺いたかったんですけど。

### ○ 川邊教育支援課長

内容的には全く同じかという用語弊はありますが、やっぱり少し時間がかかりますよね。どうしても難聴の子であれば筆訳したりとか、文字に落として説明したりとか、言葉が聞こえないので、あと、口形をやるんですね、口をゆっくり開きながら口形で言葉を読み取る、耳の聞こえない子は。

そういうことをやっている関係でやっぱりどうしても時間かかかってしまいますもんで、教室でやっているのと全く同じことを特別支援学級でやっているかということそうではないですが、難聴は難聴学級、それから弱視は弱視の学級で一応カリキュラムを組みますので、それにのっとっての授業はやっているということで、できる限り質は落とさないようには努力はしていますが、全く同じではないです。

### ○ 森川 慎委員

大体理解できた。そうすると年間のカリキュラムが違うということやと、最終的に学べる量というのは変わってくるということですか、その障害があることによってその子たちは。そこは配慮してもらって同じような、卒業するときは同じ知識を持って出るというようなことはできてないのか、そこまではいけない。

### ○ 川邊教育支援課長

先ほど言いました特別なカリキュラムを組むのが特別支援学級ですもんで、その学級に応じる特別支援教育のカリキュラムは習得はしていきますが、だから普通学級で学んでいることを同じ全くカリキュラムかということそうじゃないので、同じ知識量が入っているかと言われると、そうじゃない部分もあります。

### ○ 森川 慎委員

わかりました。やっぱり障害によって学ぶ量は違うということで、今わかったのかなと思いました。

これで終わります。ありがとうございました。

○ 中川雅晶委員長

今、森川委員がおっしゃったところが特に合理的配慮をすれば、そこに必要性を感じるような議論やったというふうに思います。

○ 川村幸康委員

磯村さん言うておった、障害のあれも男女のやつが何かに書かれておりますと言ったのは、どこにあるのかようわからなかったので。

○ 磯村男女共同参画課長

6月22日に資料として皆様に配られていると。

○ 川村幸康委員

6月22日の資料の何ページから。81ページまであるんですわ。どの辺にあったのかなと思って。

○ 磯村男女共同参画課長

18ページの上から8行目、また、という段落からのところに。

○ 川村幸康委員

わかりました。ありがとうございます。

今回の特別委員会は障害者差別解消条例等ということを目的にしてつくるということで、前提でこうやってやっている中での委員会やもんで、人権施策となるとそうなるのかな、複合的かなと思う中で障害という部分の考え方の中にいくと、差別というのはいろんな差別があるわけやないですか。100人しかおらん中で1人が、99人が1人を差別するとあれやろけど、1人が99人を差別する人は余りない話でいくと、男女って、極端なところ5割、5割で見るべきかなと思うところがある中でいくと、例えば、障害を持つことによる差別をなくしていこうという条例の中において、特に男女の問題もあるからという話を考えていくと、哲学までもいかへんのやろけど、今回入れるやつの中にどういう定義みたいなものを持っていくのかなというのが、私の中で少しあってね、それは、正直。

特に高齢者とか子供というものも、誰もが子供やし、誰もが高齢者にもなるし、なおかつ誰もが障害者になるおそれもある中で、そういうふうな物の見方で、考え方でいくときに、条例の定義をつくっていく中において障害者というのは健常者と違う障害者とあるやろ。

そうやっていくと、さっき三平さんと少ししゃべっておったんやけど、性的マイノリティというものは生きていく上での障害がどこかであるもんで、それを理解して取り除こうということになるんやろうけど、今までの私らのざっと見渡した中でのあれやと例えば段差があると車椅子の人は垂直移動できないからそこを対策しましょうというのはまだよくわかりやすい事例になるぐらいで、そういうふうなことでいくとそこを入れていくとどういう見方になるのかなというのが非常に私の中ではすっきりせんのか、正直。

例えば、私がずっとやっている同和問題なんかと言ったら、そりゃ全部入るもんでな、数の問題から言うても何の問題から言うても。だから、そうやってなると、障害者でありながら、女性でありながら、同和地区でありながらというものがおるわけやでさ。そこに優先順位が一番やないかという物の見方をする人もおったり、だから、どう切り口を持っていくかによって施策の優先順位というのは非常に。きょうも公害のところできたようにさ、どこにでも煙を出して工場みたいなところがある中におると、四日市の場合はそれが集中して起こって余計にひどく起こったんで対策したわけやわな。だからそこらとの物の考え方は一遍きちっと整理をするということが必要やなと思うておるもんで、条例づくりの中においてもね。

これとさっき樋口さんが言うておったところ、私はそうやなと思っておるのは、公とか行政的にどう一義的にはするかというところも、条例づくりの中ではこちらが発信するわけやさ、行政的にというか議会もやけど、こういう公的なところで。そうすると、せめてそういう部分のところはできているのかとかさ、障害者差別をなくすための合理的配慮の全てのものができているのかとか、そういう考え方がやっぱりないと、どこかであかんで、この委員会の中で。そういう意味では全部、そういう差別問題というのは人権問題にかかわっていくところがあるもんで、だから男女というのは障害ではないもんね、性差やで。だから違いがないところで差別する同和と違いがあるところに差別するのがその他とよく言う人もおるんだけどね。だからそういう物の考え方を少しないと、今回つくっていく上においてはきちっとしたものができにくいなという、私のこれ、個人的な考え方やもんで。

だから、違いがあるんで差別があるという意味ではなくて、そこらの部分のところをど



う考えるかなと思ったもので、特に今言われておったところで。男女の部分だけがこの障害者差別の中に入っていると。入っておるもんね、ここにね。だから、それはどういう考え方で入ったんかが行政的にはそしゃくできておんのか、どうなんやろなと思って。

○ 中川雅晶委員長

これは答えはないですよ、川村委員。

これ、内閣府でしたかね、内閣府の障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の中に最後にこれ、明記されているんですけど、多分、女性だけでもまださっき報告があったように、まだ男女共同参画社会も十分ではないと。まして女性である障害者の方と、それから子供、障害児については特に留意することというところが明記されているのかなというふうに理解はできるんですが、女性ということだけでなく女性プラス障害のある女性となると、さらに厳しいんじゃないかなということも留意しなさいとなっているんじゃないかなと私自身は理解しておるんですけど。

○ 川村幸康委員

考え方的に、中川さんが言うておることはよくわかる、そういう捉え方もある。だけど、障害者というくくりで言っている中にいくと、障害者の中でも女性をさらに支援しましょうと、子どもをさらに支援しましょうという物の考え方でいくと、複合的な人権の問題があったときにどういう物の考え方をしたんかなと思うたものでな。だから、そういう意味でいくと、障害に1番も2番もないと思うんで。

○ 中川雅晶委員長

おっしゃるとおりですね。

○ 川村幸康委員

そうやろ。そこらを考えてやると、複合的にというのは二つ、三つと重なるとそれが。

例えば、そうしたら障害で女性で子供の方、もっという話ではないんやろうけど、そこらの読み解き方を行政的にきちっとしておかんと、差が出るでせ、その中での。

○ 中川雅晶委員長

この留意するということの解釈の仕方ですけど、1番にしろというわけではなくて、見落とすなよという意味合いもあるのかなと、さらに厳しいんだよということの読み方かなとも思いながら。必ずしも1番にしろという意味ではないかなと思うんですけど。

## ○ 川村幸康委員

だから、これから条例づくりをしていくと、例えば、今度障害者団体がいろいろそういった課題を持っている方と話すときになると、具体的に実務面というか、何級というのがあったり、それが限られた財源とあれを配って条例づくりをしていこうとすると、今でも何級まで他の市町村はやっているけど、四日市はしていないとかいう話がよく話があるやないですか。

そうすると、そこら含めていくと内疾患と障害者といろんな障害もまた、そののあれが違う中でいくと、どうやってそれを障害者のそういった部分のところを、骨子をつくっていくにおいて、もう少しわかりやすく何かがないのかなと。分解図ではないけどさ。

そうでないと、国全体ではこんなことでこうやってやってと指示しろ、こうやってつくれとなってきたけど、そうしたら四日市で身体障害から知的障害から内疾患の人からたくさんおるわけやろ、そうするとどういうことをやっているところとやっていないところの差があるわけやろ。それぞれの自治体によって。そうすると、それを背景的にはわかっておいてつくっていかなとあかんのかなとか思ったり、全然知らんとつくってしまうと、変な話、障害者の中で差を生んでもあかんのかなとか思うところは私はあるんで。

それからもう一個、社会全体の理解も得るといってもないと、だからそういう意味で言うと、四日市公害の場合は給付も含めて、遺族補償も含めて社会的な理解のもとでいったわけやしな、これ。だから、ある意味合理的配慮というんやけど、社会全体の理解も得て合理的配慮をしていかなと、あれもこれもにはなかなかかなりにくいのかなという、そんなことを少し今思いながら、これはやらなあかんという考え方やもんで。

だから、行政的にそういう意味でいうと我々がこうやって条例づくりを目指していく中で、現実、その条例を読み解く中で、やっていかならんようなことが出てきたときには、全部できるわけじゃないから、そうすると障害の中でも特に女性をやりましょうとか、障害の女性の子供の手当てをしていきましょうかという話になるのかさ、どういうことかなと思って、読み解き方な。そうすると、そこに差はないはずなんやで、しっかりと初めに決めておかんとなという、それから私の考え方やで。

行政的にもしこれをつくって影響を受けてきたときに、どう考えて予算措置したり、この条例に合うようにやっていこうとするのかを私はちょっとなかなか、まだそこまで勉強もしていないので考えれやんのやけど。そういうところで、だからこの骨子の次にも入ってくるんやけれども、役所がするのに今、事後対応やけど、未然防止とこっちは書いてあるけど、事前対応というのはどれぐらいしておんのかなと思って、特に。

だから、例えばこの間、樋口さんが一般質問でも自分の奥さんのことを言うておったときも、早くわかればというけどなかなかわからんわけやろ。だから、事前対応というのは何歳児健診とか、そんなときにできれば事前対応しておんのかさ。

そうすると、例えばこの条例案の中では樋口さんは変わるのか変わらんのかと言うたけど、事後対応はある程度公的にせならんのやったら事前対応を少し四日市独自で強くして、早くそういったものも。未然防止というのはなかなかしにくいやろうけど事前対応ぐらいやったら、やれないこともないなと思うと、それやとコストをかけてもそれには意味もあるやろうし、社会の理解を得れるとかな。

ちょっとそういう提案なり、現実的に私らも全部知っておるわけじゃないから、逆に行政からこことここはこういうふうな条例をつくと予算措置も少し強化してもらおうと無難に成果が上がりますよというようなところがもしあれば、次の機会くらいにでも、少し私は勉強させてほしいな。

以上です。とりあえず。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。ど真ん中の部分やと思いますんで、次のところでまさしくその辺が議論の中心になってくるのかなと。

合理的配慮の分野をどう設定をしていくのかとか、また、事前対応というところで単に啓発ではなくて実行性のあるような、事前対応になるようなものをどうつくっていくのかということのをこれでこの後、ぜひ議論を深めていきたいなというふうに思っております。

川村委員、今のことは答弁は、次回でもいいですか。

## ○ 川村幸康委員

ええよ。要らないよ。

それとね、もう一個思うておんのがね、さっき言うたときは当事者意識というのは難し

いんやわな。当事者と当事者の家族とそれから、逆に対応する行政対応との意識というののずれはどうしても出てくるもんやので、そこらも一遍、今までの中で行政がもし一番差を感じるとしたらさ、それは打ち出の小づちのように、財源がありや全部しまっせという話なんやろうけど、どっかでそれを限られた予算の中でやるとなるとこうなりましたというような状況もあるんやろうで、そこらも当事者意識の視点もあるんやろうけど、そことここだけはしたいというの、一遍教えてもらいたいな。それも要望ということで。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

ぜひ次の、またちょっと時間をおいて、そういう優先度の高いものとか、この委員会へご教示いただけるものがあれば検討いただいて、委員会に示していただきますようお願いをしておきます。

それでは、ちょうど1時間以上たちましたので、ここで何か10分程度休憩させていただいて、再開後は事項書の次の項目から入らさせていただきたいと思いますので。

○ 中村久雄委員

もう少しあります。

○ 中川雅晶委員長

じゃ、再開後、中村さんの質疑で次に入らさせていただきますので、よろしくお願いたします。

再開は50分まで。50分に再開します。

14:40 休憩

---

14:50 再開

○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開させていただきます。

冒頭、こども未来部の牧野こども発達支援課長のほうから答弁を求められていますので、

よろしく申し上げます。

○ 牧野こども発達支援課長

先ほど、荒木議員のほうからいただきました公立、私立の子供の数なんですけれども、私立の保育園がこのうち数人いるんですけれども、359人のうち32名が私立、それから、幼稚園のほうも76人のうちほぼ同じ32名が私立の幼稚園ということでございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 中村久雄委員

話題になっている発達障害のところで、要は早期発見って非常に大事やと思う中で、5歳児保護者アンケートというのが非常にいい取り組みかなというふうに思います。

だから、5歳児といたら本当にその親御さんにとっては非常に大事な案件なんでいろんな気になることが出てくるということで、幅広くいろんな発見ができるかなというふうに思うんですけど、そのアンケートから相談を実施したのが143件で、これちょっと今不安に思っていることが相談につながったかなと思うんですけど、そこから発達障害支援センターあさけを紹介したのが14件ということで約1割ということですよ。そこはつながっているのかもあるんですけど、相談を実施して実際に発達障害支援センターまでいった方は14件ということで、そのあとの残り9割の方はどういうふうな形でこのアンケートからその推移の成長を見守る形になっているのかなということを知ることができませんでした。

○ 牧野こども発達支援課長

この5歳児の保護者アンケート、こちらのほうは、支援センターあさけのほうはまた全く別のちょっと数字として、いろいろ園とか小学生とか中学生の場合もあったりして、発達障害等でご家族、本人が苦しんでいるご相談の中でつながせていただいたというケースになります。

5歳児の保護者アンケートのほう送っていただきまして、その143人中で総数を基本的には保育士とかうちのスタッフのほうで困り感なんかを確認させていただきながら、子供

の育て方、かかわり方とかということの助言を少しさせていただいた中で、また、引き続きちょっと不安が強いとか、そういう場合はうちのほうにいる心理士のほうでの心理検査のほうへつながらせていただいて、また、言葉のほうということであれば、言葉の言語聴覚士のほうで対応させていただいて、来所してもらって相談を受けていただいたケースというの何件かあります。

その後、教室のほうへつながらせていただいたケースも最終的には1件ありました。既にこの123人の中には大分、医療機関とかに既にかかっているような方々もいらっしゃるが、不安で少し聞いてほしいということでのこともありましたので、そちらの辺は保護者の方の不安を少し解消するような形の相談で終わったというケースもあります。

以上です。

#### ○ 中村久雄委員

そうしたら、この発達障害支援センターあさけ紹介の14件というのは、これはそういう申請があつて紹介に至ったというふうな理解でいいんですか。

#### ○ 牧野こども発達支援課長

そうですね。全体の発達相談の1150件の中に入ってくるような数字ではあるんですけども、やはりふだんの生活とか家庭の中、学校のことなんかで困り感を相談されたり、もしくはこういうところを聞いたというようなこととか、もしくは学校、医療機関のほうからあさけというところを利用につながったほうがいいんじゃないかというようなご相談もありまして、私どものほうで一度確認、ご本人さんと相談なんか受けた上であさけのほうへつながらせていただいております。

#### ○ 中村久雄委員

ということで、そういう親御さんから申請があつたときにあさけを紹介するということですね。

中にはやはり発達障害って本当に小学校1年生ぐらいの子を見ておつたら、どの子も発達障害みたいに見えるところもある中で、親御さんたちが、うちの子が障害あるとは認めたくないというところも多々あるかと思うんですよ。

そういうところで、このアンケートという中でのそういうちょっとした心配事とかいう

中で、このお子さんを将来を見ていく中で、それが5歳児アンケートの中の心配事が特にそういう相談で終わったとしても、また小学校へ行ってもその記録が残っていったら、ちょっとこういう生育歴持っておいたら、ちょっとこれは心配だよねというようなところで、そういう専門医療機関をお勧めするとか、そういう体制にはなっていないということですね。これ、申請がなかったら動けないということですかね、今のところ。

#### ○ 牧野こども発達支援課長

5歳児のアンケートの結果につきましては、私どもの課で保管しておりますので、その後の幼稚園、保育園を回らせてもらう巡回相談とか就学相談——就学相談のほうはそのまま学校のほうへとつながっていきますので——そういったところにつないで学校の先生、いわゆる保護者一人で抱えることなく学校のほう、保育園のほうの先生方にも共有していただきながら、その後、やはり問題行動なりが大きくなってきているような状態、困った状態が大きくなるようであれば、そのまままた相談につながせていただいたりというようなことはさせていただいております。

#### ○ 中村久雄委員

だから、今先ほど私が言ったうちの子には障害があることを認めたくない保護者のお子さんに対してのケアというのは、これから考えていかなければならない問題なのか、今、こういうことがあるよということあれば。

#### ○ 牧野こども発達支援課長

やはりちょっとおっしゃっていただいたとおり、保護者の方々からある程度相談という形がないと、なかなか特段困っていないところに、困り感というのはちょっとやっぱり子供さんお一人お一人、家庭の状況によっても障害の程度とまた別に違うところが少しありますので、なかなかその辺は、おっしゃっていただいたとおり、保護者もしくはお母さんはあっても家族の理解というような、親族の理解というところでなかなか難しいところがあるのは実感しております。

#### ○ 中村久雄委員

そういうことは先ほど休憩中にちょっと出たような、検査を全生徒にしたらそれはみんな

な出てくることなんで、そういうのもいいことかなというふうなことを感じました。また、そういうこともこれからケアしていくのが考えている論点かなと思います。

あともう一点、済みません。

次のページのCLM、チェックリストイン三重というのを活用して県としてやっているというのが、この27年度15園で、28年度が14園になったと。これ、減っているのが、あれと思うんですけど、ふえていってええんかなと思うんですけど、減っているって、この理由を。

#### ○ 牧野こども発達支援課長

こちらのほうは対象になる子供さんの状況ということもあるんです。

それと、園のほうの支援の状況もあるんですが、27年度やった園と28年度とは基本全く違う園ですね。1回やってもらったら、ある程度ノウハウを、園の中で翌年度はちょっと活用していただいような形で、我々のほうから指導に入らせていただいたと。28年度は14園になったということです。

#### ○ 中村久雄委員

わかりました。ありがとうございます。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、第1の項目の障害者差別解消法と事例の研究についてはこの程度にさせていただいて、続きまして、条例の骨子づくりについてに進めさせていただきたいと思います。

その前に、ここで理事者のほうなんですけど、健康福祉部さんはこのまま残っていただいて、それ以外の部局の皆さんも通常業務、大変忙しい中に来ていただいていますので、ご自由に退席いただきますようお願いをいたします。

ぜひ、その後も聞きたいということはあればぜひ残っていただいて、聴取いただきますようよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、前回委員の皆さんから意見をいただいたことをもとに正副委員長として条例に盛り込むことが考えられる事項について、現段階でのたたき台を作成させていただきました。次回の障害者当事者等の意見交換、また以降の委員会で研究を深めながら委員の皆



さんの意見を伺って整理をしていきたいと思っております。

1枚の条例構成のイメージたたき台というやつがそれなんです、それを開けていただけますでしょうか。

前文、それから総則。総則の中には条例の目的、定義、基本理念、市の責務、市の役割、事業者の役割と。各論のところの障害者差別解消のための対応策等、ここが政策条例としての柱になってくると思うんですが、第1番目に市の条例としてやはりこの実効性を高めると言うなれば合理的配慮提供の推進、ここは大変外せない大切なところであるというふうに考えております。ただ、先ほど川村委員の質疑の中にもありましたように、この部分をどういうふうに設定をしていくか、360度はなかなか難しいので、先般、他の県条例、市条例をご紹介させていただきましたが、その各県、市町の条例を参考にして大体合理的配慮の提供の分野としてというところで教育、保育、それから生活環境、情報、コミュニケーション、医療、福祉、防災、スポーツなどというのをとりあえず骨子として提案をさせていただきます。

2番目に差別が起こらないための未然防止策というところで障害への理解を深めるための周知・啓発というところをその次の2番目の骨子として。

3番目に差別があった場合の事後対応策として、相談体制、紛争解決。この中には助言・あっせん、そして、それに従わない場合には公表をしていくということをお骨子とさせていただきます。

補足として、そうした合理的配慮であったりとか、障害者雇用とかいろいろ進めていただいているところへの評価であったりとか表彰などというのをこの補足の部分で盛り込んでどうかというところを、本当、たたき台のたたき台のような形で、大体こういう条例の設計図のぼやっとしたやつの概略図ですと。中でも、特にきょうはその各論の中の1番目の事項に基づいて、少し合理的配慮の提供の推進の分野等を議論できればなというふうに思っていますので、ぜひ次に含めてもご意見とかいただければなと思っております。

それではこの時点でのご意見等があればよろしくお願いをいたします。

## ○ 樋口龍馬委員

私の考える合理的配慮というのは、何ともならない障害をフォローしてあげるという意味での支援と自立支援というところに重きを置いていただきたいんですが、自立支援というところが置き去りにされることが非常に多い、福祉的な支援というのを考えて、足りな

いものを公金を使って補ったらそんでよしやろと、それよりは何て言うんですかね、支えられる側から支える側に回ってもらいたいという思いが自分は非常に強くございます。

それは先ほど森川委員の言われていた例えば難聴の子がわざわざ教室を分けなきゃいけないんじゃないじゃなくて、ユニバーサルデザインを進めることによって普通学級で交流学級、支援学級と分けなくてもいいようになっていくような教育のあり方だと思いますし、雇用に関したって、雇用でインセンティブがあるから企業が雇うんだというんじゃないくて、もっと何も考えず障害を障害と感ぜないようなユニバーサルデザインがこの四日市市内に広がって行って、そういう自立を支援していけるような体制づくりというのがどこかに盛り込まれてほしいなというふうに強く思っておりますので、これが条文の中に入るのか、前文の中で解決していくのかというあたり、もし委員長の中でご所見があればと思うんですが。

#### ○ 中川雅晶委員長

また、難しい話を言われますね。

本当、ドストライクな話で、先ほど教育委員会から発達障害等の子供たちに対する今現状の合理的配慮を説明いただきました。本当に数年前に比べたら格段に進歩はしていますが、でも、まだまだ合理的配慮のやり方であったりとか、もっと工夫すればもっと自立支援に結びつくということが、やっぱり私はさっきの質疑の中で感じられた部分があるので、今、樋口委員がおっしゃったような自立支援という側面というのはこの合理的配慮を提供する中においても大変重要な位置づけかなというふうに委員長としては考えております。

#### ○ 樋口龍馬委員

川村委員がさっき言われていたところなんかもあると思うんですよね。要は金を恵んでもらいたくて別に障害者をやっているわけではないので、きちんと、逆により重たくてどうしても支援していかなきゃいけない人たちを障害の有無にかかわらず支援できる人たちは支援ができるような社会づくりのための条例になってほしいなという、これは最後私の感想としてさせていただいて終わります。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

これ、大変重要な指摘だというふうに肝に銘じさせていただきます。

## ○ 川村幸康委員

どこにというのと、条例やで全般にいくんやろうけど、事前か事後かということやろうで、法的には今、事後がある程度、せざるを得んという言い方は悪いけど、対応しなくてはならない、法的に決まっているものは事後では対応しておるけど、事前の部分がやっぱりそれぞれ差も出るのかなと思うと、ここでは未然防止となっておるけど、未然防止というのはなかなか、私は表現的には難しいなと思うておるもので、事前に何ができるかということの差別が起こらないための事前の策がやっぱり要るのかなと思っているところがあります。

それと、もう一個は、限られた予算で政策をつくって打たなあかんので、そうするとやっぱりきちっとそのための戦略というか、戦術みたいなのが要るかなと思うておるで、がばっといってしまうと結局全部大事やでと言うて、お金があつたらできますわという話になるとなかなかあかんと思うておるで、そういう意味からいくと大体五つずつ区切って、大体1万四、五千人でしょ、年代別に見ると。15歳まで大体3万五、六千人、4万人ぐらいから義務教育の子供の数は。4万人ぐらいと思うわな、そこへいくのか、高齢者というのと4万人ぐらいと思うんやわ、逆に65歳か70歳ぐらいでいくと。私らの世代が大体4万人ぐらいおるで、だから、そうやってみるとどこへいくかということを少し見ておいて、その中で具体的に何ができるかということ。

だから、この合理的配慮の提供の推進とあるけどさ、書き方について多分ざっと書いたと思うんやけど、例えば順番に、小さなころからいけるもので書いていったほうが私はええのかなと思つて。

究極に最後はやっぱりスポーツとかさ、というところに来るかと思うと、基礎基本はやっぱり保育というか、小さいころの対応やわね。それから、次、教育にきて、医療があつたり福祉があつたり、この辺がもう少し、委員長はこういうの明るいで、ちょっとそこから、私が言いたいことを私は論理的にはよく組み立てやんけど、気持ちは酌み取ってもらえると思うんで。そういうことでいったほうがの方向性はええんと違うかなと思つてい

## ○ 中川雅晶委員長

なるほど。子供から積み上げていくという優先順位をね。なるほど。

#### ○ 川村幸康委員

数的に少ないでさ、子供は。だからやっぱり教育予算を削られるわけやで。声も出せへんし、政治には。だから、そういう意味からいくと子供から優先順位をいったほうがええのかなという。

以上です。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

#### ○ 樋口龍馬委員

議論を聞きながらで。

合理的配慮って手間がふえると思っている行政職の方とか教員の方とかっていっぱいいると思うんですけど、実はそうじゃなくて合理的な配慮をすることによって業務も効率化されるものだというふうに思うんですよね。そういう視点も持ってほしいな、常に厄介事を抱えておるみたいなの。

そりゃ、確かにただ単に支援するためのお金をぼんと渡すだけだったら、それはなのかもしれないけれども、例えばさっきも言っていた田中ビネー式みたいなIQのテストをするようなことを一斉にかけることによって言い方は汚く聞こえるかもしれないですけど費用対効果、早期発見することによって、早期手当ができることによって納税者がふえるんだったら、波及効果とか将来図を見通せば絶対支援の早い手当のほうが金がかからんと思うんですよ。生涯、一体一人の人間に幾らの公金を投入するんだという見方で考えたり、どういにかかわり方をするんだって、中学校のときになってADHDが見つかって、手がつけられやんという話になるのか、幼いころから手当てしていくことによって気持ちが落ち着いていく情緒を醸成できるのかということなんか考えても、手おくれになる前の教育であったり、さまざまなことがあると思います。そういうところでも合理性を持って、ここに書いてあるところの合理的配慮というのとは意味合いは違う合理性になると思うんですけれども、何か障害のある人たちを厄介事として捉えない世の中にしてほしいなというのを付け加えさせていただきたいと思います。

## ○ 中川雅晶委員長

最後につけ加えたことがまさしくこの条例の一番大切な部分ですので。こういうふうに提示させていただいているのは、その合理的配慮というのは本当に障害の方っていろいろとさまざまな障害がありますので、それぞれの事情を聞けたらいいんですけど、なかなかそうではないので、ある一定の分野というのを大体決めている条例が多いのかなというところで、それに基づいて少し提案をさせていただいていますし。例えば、条例に事細かく書くやり方がありますが、少しそれはそんなに事細かく書くわけではなくて、例えば、条例の中には障害者差別解消推進計画の策定を義務づけて、また、それを公表づけて、その策定に当たってはちゃんと当事者の意見を聞くということを盛り込んで、年次的に推進をしていこうというような意図でそういうことをされている条例もあるんです。どれを今後どういう形で推進をしていくかということも、やっぱりこの委員会での議論になってくるのかなと思います。

## ○ 樋口龍馬委員

その方向でやっていただいて、委員長のかじ取りで私は結構なんですけれども。

逐条解説を厚くするなどしながら、条文自体を盛り込むのではなくて、ただ、その言葉の持っている意味、意義というのはある程度、解説の中で盛り込んでいただくような格好をとっていただければ、自分は納得しやすいのかなというふうに思います。

## ○ 中川雅晶委員長

逐条解説についてはやっぱり十分に配慮しながら皆さんの意見を聞きながらつくり上げていきたいというふうに思います。

ほか、ご意見。

## ○ 川村幸康委員

これは間違っておったら間違っておると言ってほしいんですけど、委員長に。

委員長は詳しいし、こういうことをよく知っているから、そうやって思っているんやわ。そうすると私はどっちかという現実のことをよく知っておって定義をつけていこうとすると、条例って結構、今までつくってきたやつを見ても、つくっただけで余りうまくいっ

ていないなと思うておんの、私の感覚。何年か、20何年ずっと条例を議員発議なり、行政側がつくってきたやつでも。それよりは最初に定義だけきちっとしておいたほうの条例のほうがうまくできているなと思うところが、実はここ最近、多くあるなと思って。

だから、余りにも現場を知り過ぎて、見てから定義をはめようとするとう無理があるんで、案外そこは私は——今度の当事者の人らとも話を聞くんやけど、現実を聞かせてもらって——どこかでやっぱり最初に定義だけを決めておくと現実を見て定義すると、定義が定義でなくなるで、そこは少し委員長に、逆に言うとうよく勉強しているからこそ現実が見え過ぎて定義が広がると条例が生きやんなというところもあるんで。

さき私はやっぱりこの条例の目的と定義だけ、やっぱりきちっと決めておくべきかなとは、実は思っています。

#### ○ 中川雅晶委員長

川村委員から今指摘いただいた部分って非常に大切に、なぜきょうの段階で少し——たたき台としてはまだまだなんですけど——とりあえずご提示させていただいて、ちょっと合理的配慮の推進のところの分野というのを議論させていただいているのは、次回、来月、障害者の団体の方々それぞれのところに意見交換しますので、ここではさまざまな事情でさまざまなご意見とかご要望があると思いますので、今言われたところに余り引っ張られないように、ある程度の合意形成を図っていくなり、たたき台の議論ができたならなというところで、今ちょっと議論をさせていただいているというところがあります。

ありがとうございます。おっしゃるとおりです。

#### ○ 川村幸康委員

こんがらかると思うな。

#### ○ 中川雅晶委員長

おっしゃるとおりです。

#### ○ 川村幸康委員

今の学校問題と一緒やわ。現実を見過ぎてから定義を決めようと思うと、どっちにしろ無理がいくで。やっぱり本当は定義をきちっと決めておいてからどう見るかということ

していかと物すごくルールづくりというのは難しいのかなと思って。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

先ほどの障害者の定義というところでも現実的には障害者差別解消法の定義、これはイコール障害者基本法の定義に準ずるしかないんです。

最初はいろいろ色気を出してオリジナルのものを付加しようと思ったんですけど、それはまたなかなか現実的ではないので、合理的配慮をやっぱり分野を決めていこうと思えばある程度そうせざるを得ない、ただし、いろんなこれから時代が変化をしたりとかいろんな差別の相談とかがあったときにはしっかりと法律に照らして、この条例が生きるようにしておかなければならないとなれば、先ほど障害者の定義としてはそれに同じように準じていくというのがすごく論理的になるのかなというふうには考えております。

それを含めて、大体この部分を政策的にとかユニバーサルデザインの推進として方向性としてはどうなのかなというところをですね。例えばこのほかに生活環境というふうの一つにまとめていますけど、条例によっては移動の手段であったりとか、移動手段の確保とか、公共交通と書いてあるところも分野として定めたりとか、それから、適切な説明等をするとか、地域生活の確保をなさいますとか、観光とか、それから、補助犬というのもありました。補助犬って犬ね、荒木さんがこの間説明していた、これ、徳島県の県条例の中に補助犬というのが分野として書いてあったりとかしました。

あと、大体複数のところを少しくやあって、先ほどおっしゃったように保育とか、療育とか、教育とかというのは、本当に子供の段階からしっかりとというところで、あと、情報コミュニケーションというのも、鳥取県の事例とか見させていただいてというところで。

この辺が、きょうはね——これをきょう確定するというわけではないんですが——今後のたたき上げをさらに積み上げてより精度を高めていく上でその辺、ぜひこういうものは外してはならないとかという部分をご意見をいただきたいなというふうに思っております。

## ○ 森川 慎委員

相談体制というところが事後対応のところに入っているんですけど、事前なんかも含めてになると思うので、ちょっと細かいあれですけど、ちょっとそれだけ気になりました、この中で。

あと、もう一段戻って、障害の害の字を最近、平仮名で書いたりというところもあって、僕はどっちでもええとは思っているんですけど、それもこの委員会として1回、話だけして統一しましょうっていうその議論は1回しておいたほうがいいかなということが思っています。

以上です。

#### ○ 中川雅晶委員長

障害者の害については、今までもさまざまこの議論の中にあっただけです。平仮名にしたほうがいいんじゃないかなと。ただ、国等は漢字を使用しているというような経緯でこれを使わせていただいてというふうに私は理解しておるんですけど、田中障害福祉課長、正式なところ。

#### ○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。

委員長がおっしゃっていただいたとおり、私どもも漢字表記をしております。

随分前になるんですが、四日市市でもたしか平成20年ぐらいに国のほうが害の字を平仮名を使うというようなことを一度言い始めたときに、四日市市でも障害者の害の字をどうしようかという議論を障害者施策推進協議会の中で一度意見交換をさせていただきました。

ただ、害の字を平仮名にしても、漢字にしても、結局、障害を持っている方に害があるわけではないと。社会に障壁があるんだということで、害の字を平仮名にしてもすぐ差別がなくなるわけではないということで、要は字の問題ではないということもありまして、引き続き漢字でいこうということで、一応、障害者施策推進協議会の中で皆さんの合意を得ましたので我々としてもそのような形で今も、現在も漢字を使っております。

#### ○ 中川雅晶委員長

ということなんですけど。

#### ○ 森川 慎委員

議論になっていたということ、よくわかりました。ここで1回、取り上げてみんなで共通認識ができていたらどっちでも僕はいいと思っているので、ちょっと提案させていただ



きました。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 森川 慎委員

それで確認だけもう一回してもらったらと思います。

○ 中川雅晶委員長

引き続き、障害施策推進協議会でもそういう形で結論が出ていますし、国のほうも漢字を使っているということもあるのでこの委員会としても引き続き、それと合わせる形がいいのかなと思いますが、皆さんいかがでしょうかね。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

他に、ほかはございませんか。

じゃ、きょうのところはないようですが、またこの辺、この観点とかという部分はぜひご指摘いただければなというふうに思っております。こういうたたき台で条例をつくっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、2番目はこの程度にさせていただいて、3番目、障害者当事者等の意見交換についてですが、前回の委員会において障害者当事者等の意見交換については、障害者施策推進協議会の構成団体から代表の方を推薦をいただくこと、また、委員からご提案により障害スポーツ関係者をお招きすることを確認させていただきました。

そこで、団体からの推薦に基づき、参考人案として整理をし、皆さんのお手元に配付をさせていただいております。このリストには個人情報が含まれておりますので、取り扱いには十分ご留意いただきますようお願いを申し上げます。

また、四日市身体障害者団体連合会の会長から、身体障害者は肢体、視覚、聴覚などそれぞれの障害の特性が違うので、それぞれの声を聞いてほしいとのご要望があり、このよ

うに推挙をいただきました。当日は第1部として午前は身体障害者の方を中心に、第2部としては知的障害や、また、スポーツ団体の方を中心に意見交換会をさせていただきたいというふうに思っております。

また、午前の第1部としては午前10時から12時半、それで、午後の部としては1時半から3時までとさせていただいております。

午前の部、少し長いのは、午前の部のほうが少し出席していただく人数が多く設定をさせていただいておりますので、30分、少し時間を多目にとらせていただいております。なお、またさまざまな障害をお持ちの方が……。

ごめんなさい、12時です。事項書はそうですね、11時半じゃなくて12時やった。済みません、僕が勘違いして。12時ということです。2時間ということで時間を少し多目に設定をさせていただいております。

また、当日途中で、長時間にわたりますので、気分が悪くなったりとか、なかなか長時間なかなかつらいという場合は自由に退席いただいても構わないように配慮をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

このように進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうかね。

じゃ、このように取り計らいをさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、第4番目の今後の日程についてですが、今回は確認済みです。

8月8日、先ほど申しあげました障害者、当事者等との意見交換として第1部午前10時から12時、第2部午後1時半から3時という形で行わせていただきます。

第6回ですけれども、一応ご提示させていただくのが8月24日木曜日、午前10時もしくは午後1時半、または8月28日月曜日の午後1時30分からですが、皆さん、ご都合いかがでしょうか。この日は絶対だめやという日は。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

8月24日だめやっておりますか。

8月28日だめって方は。

○ 竹野兼主委員

28日のほうがいい。

○ 中川雅晶委員長

皆さん、どうでしょうか。28日がいいと。28日、午後1時半からでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。じゃ、次々回、第6回は8月28日月曜日の午後1時30分からさせていただきますというふうに思います。

以上で本日の障害者差別解消条例等調査特別委員会は事項書としては終わりました。

その他で皆さんから何かありますでしょうか。

じゃ、以上で本日の特別委員会は閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

15 : 27 閉議